

# 歯科にかかる厚生労働大臣が定める掲示事項

## 当院が承認を受けている厚生労働大臣が定める施設

### 【初・再診料】

#### ● 地域歯科診療支援病院歯科初診料

口腔内で使用する歯科医療機器などについて、患者ごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど十分な院内感染防止対策を講じています。

#### ● 歯科外来診療医療安全対策加算 2

医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置し、自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

#### ● 歯科外来診療感染対策加算 3

院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

### 【特掲診療料に関する項目】

#### ● 歯科治療時医療管理料

全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具等を有し、常勤歯科医師、歯科衛生士により全身的な管理のもとで歯科治療を行っています。

#### ● 歯科口腔リハビリテーション料 2

顎関節症の患者様に顎関節治療用装置を製作し指導や訓練を行っています。

#### ● 口腔粘膜処置

再発性アフタ性口内炎に対して、レーザー照射による治療を行っています。

#### ● CAD/CAM冠

コンピューター支援設計・製造ユニット（CAD/CAM）を用いて、小白歯の冠を作製し、補綴治療を行っています。  
※金属アレルギー等の患者さんにご相談ください。

#### ● 歯周組織再生誘導手術

歯周病で歯周病組織の破損がひどい場合に、歯周組織再生用の材料（保護膜）を使用し、歯周組織を回復させる治療を行っています。

#### ● レーザー機器加算

口腔内の軟組織の切開、止血、凝固等が可能なものとして保険適用されている機器を使用した手術を行っています。

#### ● クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で作成した歯冠補綴物やブリッジについて、装着した日から2年間の維持管理を行っています。

#### ● 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）

# 歯科にかかる厚生労働大臣が定める掲示事項

## 保険外併用療養費に関する項目

### 【金属床による総義歯の提供】

・コバルトクロム製	（上顎）	165,000 円
・コバルトクロム製	（下顎）	165,000 円
・チタン製	（上顎）	220,000 円
・チタン製	（下顎）	220,000 円

総義歯の材料として金属を使用することにより、丈夫で（割れにくい）、薄く（装着感の良い）、熱伝導に優れた（味がよくわかる）義歯を製作することができます。  
また、それらにかかる費用の一部が保険外併用療養費として保険給付されます。

## 歯科疾患管理料について

歯科疾患管理とは、継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者さんと協働し、口腔管理を行うこと。再発予防及び重症化予防について評価することです。

当院では、患者さんの生活習慣などを把握し、検査結果、治療の予定などの計画を作成し、治療が効果的に進むよう努めています。

## 医療安全管理対策・院内感染防止対策の取り組みについて

当院では、歯科医療に係る医療安全防止対策及び院内感染防止対策について、以下のとおり取り組んでいます。

- 医療安全対策に係る指針等の策定
- 医療安全対策に係る研修の受講、職員への研修の実施
- 安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具等の設置
- 緊急時に速やかに医科診療科と連携をとり、適切な対応ができる体制の確保
  
- 院内感染対策に係る指針等の策定
- 院内感染対策に係る研修の受講、職員への研修の実施
- 口腔内で使用する歯科医療機器などに対する患者ごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等の十分な感染対策の実施